

20京大施環化第134号
令和3年3月3日

原子力規制委員会 殿

京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学長 湊 長 博

核燃料物質使用施設保安規定変更承認申請書の
一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項及び第76条の規定に基づき、令和2年9月30日付け、20京大施環化第52号をもって変更承認申請しました核燃料物質使用施設保安規定の変更承認申請書について、別紙のとおり一部補正致します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名	称	国立大学法人京都大学
住	所	京都市左京区吉田本町36番地1
代表者の氏名		学長 湊 長 博

2. 補正の内容

京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定の記述を別添の「京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

3. 補正の理由

- (1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び同規則の解釈(原規規発第1912257号-2 原子力規制委員会決定)の要求事項を反映する。
- (2) 火災の場合の処置を明確にするため、火災鎮火後の対応を追加する。
- (3) 放射線業務従事者が受ける線量管理に対してALARAの精神に則ることを明確にする。
- (4) 核燃料物質使用変更の承認申請及び使用施設保安規定の変更に係る業務を行う小委員会の設置を追加する。
- (5) 記載の適正化を行う。

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認後、学長が別に定める日から施行する。

京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用施設保安規定 変更比較表(変更箇所は下線部)

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則 第2章 保安管理組織 第3章 保安教育 第4章 放射線管理 第5章 放射線測定 第6章 保守管理 第7章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 第8章 放射性廃棄物の管理 第9章 非常時の措置</p> <p>第10章 品質保証 第11章 記録及び報告 附則</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれらに関する災害の発生又は拡大を防止することを目的とする。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALAR</p>	<p>目次</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則 第2章 保安管理組織 第3章 保安教育 第4章 放射線管理 第5章 放射線測定 第6章 保守管理 第7章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 第8章 放射性廃棄物の管理 第9章 非常時の措置 <u>第10章 施設管理</u> 第11章 <u>品質マネジメントシステム</u> 第12章 記録及び報告 附則</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれらに関する災害の発生又は拡大の防止を図ること及び研究所における核燃料物質使用施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALAR</p>	<p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第18号対応 品質管理基準規則第1条</p>

変更前	変更後	備考
<p>Aの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質<u>保証</u>の考えのもと保安活動を実施する。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、京都大学複合原子力科学研究所(以下「研究所」という。)特別核燃料貯蔵室(以下「貯蔵室」という。)において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 研究所の職員、研究所が受け入れた学生、研究生、研究員又は研修員(以下「所員等」という。))は、貯蔵室において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項以外の者に貯蔵室において業務を行わせる場合は、本規定を遵守させなければならない。</p> <p>第2章 保安管理組織</p> <p>(保安管理及び品質保証に係る組織)</p> <p>第4条 貯蔵室の保安管理及び品質<u>保証</u>に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p>	<p>Aの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質<u>マネジメント</u>の考えのもと保安活動を実施する。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)「品質マネジメントシステム」とは、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。)第1条第2項第7号に規定する品質マネジメントシステムをいい、品質マネジメントシステムに係る用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(2)「要員」とは、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者をいう。</p> <p>(3)「部室等」とは、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織の最小単位をいう。</p> <p>(4)「部室」とは、安全管理本部、室及び部をいう。</p> <p>(5)「部室長」とは、部室の長をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、京都大学複合原子力科学研究所(以下「研究所」という。)特別核燃料貯蔵室(以下「貯蔵室」という。)において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 研究所の職員、研究所が受け入れた学生、研究生、研究員又は研修員(以下「所員等」という。))は、貯蔵室において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 <u>京都大学複合原子力科学研究所長(以下「所長」という。))</u>は、前項以外の者に貯蔵室において業務を行わせる場合は、本規定を遵守させなければならない。</p> <p>第2章 保安管理組織</p> <p>(保安管理及び品質保証に係る組織)</p> <p>第4条 貯蔵室の保安管理及び品質<u>マネジメントシステム</u>に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p>	<p>名称変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>名称変更 品質管理基準規則に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(職務)</p> <p>第5条 貯蔵室の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総長は、研究所に係る保安上の業務及び品質保証活動を総理する。</u></p> <p>(2) 所長は、<u>総長の命を受け、研究所に係る保安上の業務及び品質保証活動を統括する。</u></p> <p>(3) 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「炉規定」という。)に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。</p> <p>(4) 炉規定に定める安全管理本部長は、貯蔵室の保安管理について統括する。</p> <p>(5) 核燃料取扱主務者は、第7条に定める職務を行う。</p> <p>(6) 炉規定に定める核燃料管理室長は、貯蔵室の保安管理に係る業務をつかさどる。</p> <p>(7) 炉規定に定める中央管理室長は、研究所に係る保安上の業務をつかさどる。</p> <p>(8) 炉規定に定める品質管理室長は、貯蔵室の保安管理の品質管理に係る業務をつかさどる。</p> <p>(9) 炉規定に定める放射線管理部長は、貯蔵室の放射線管理に係る業務をつかさどる。</p> <p>(10) 実験用核燃料部長は、第9条第4項に定める職務を行う。</p> <p>(11) 別に定める放射線取扱主任者は、貯蔵室における放射線障害の発生防止の監督を行う。</p> <p>(12) 炉規定に定める原子炉安全委員会は、第10条に定める審議を行う。</p> <p>(13) 炉規定に定める品質保証責任者は、品質保証活動について統括する。</p> <p>(14) 炉規定に定める内部監査責任者及び内部監査委員会は、第52条に定める業務を行う。</p> <p>(15) 炉規定に定める事務管理部長は、研究所における設計及び工事に係る業務をつかさどる。</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第6条 貯蔵室に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を使用施設の構造、核燃料物質の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>総長</u>があらかじめ命ずる。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 貯蔵室の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>京都大学学長(以下「学長」という。)は、核燃料物質の使用の承認を受ける京都大学の経営責任者として、研究所に係る保安上の業務及び品質マネジメントシステムの運用に責任を持ち、総理するとともに必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(2) 所長は、研究所に係る保安上の業務及び品質マネジメントシステムの運用を統括する。</p> <p>(3) 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「炉規定」という。)に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。</p> <p>(4) <u>所長は、部室等及び要員の責任及び権限並びに部室等相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員に責任を持って業務を遂行させなければならない。</u></p> <p>(5) 炉規定に定める安全管理本部長は、貯蔵室の保安管理について統括する。</p> <p>(6) 核燃料取扱主務者は、第7条に定める職務を行う。</p> <p>(7) 炉規定に定める核燃料管理室長は、貯蔵室の保安管理に係る業務をつかさどる。</p> <p>(8) 炉規定に定める中央管理室長は、研究所に係る保安上の業務をつかさどる。</p> <p>(9) 炉規定に定める品質管理室長は、貯蔵室の保安管理の品質マネジメントシステムに関する管理業務をつかさどる。</p> <p>(10) 炉規定に定める放射線管理部長は、貯蔵室の放射線管理に係る業務をつかさどる。</p> <p>(11) 実験用核燃料部長は、第9条第4項に定める職務を行う。</p> <p>(12) 別に定める放射線取扱主任者は、貯蔵室における放射線障害の発生防止の監督を行う。</p> <p>(13) 炉規定に定める原子炉安全委員会は、第10条に定める審議を行う。</p> <p>(14) 炉規定に定める品質保証責任者は、品質マネジメントシステムについて<u>監理</u>する。</p> <p>(15) 炉規定に定める内部監査責任者及び内部監査委員会は、第52条に定める業務を行う。</p> <p>(16) 炉規定に定める事務管理部長は、研究所における<u>保全並びに</u>設計及び工事に係る業務をつかさどる。</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第6条 貯蔵室に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を使用施設の構造、核燃料物質の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>学長</u>があらかじめ命ずる。</p>	<p>名称変更 使用規則第2条の12第1項第1号対応 名称変更 記載の適正化 名称及び役割の変更</p> <p>品質管理基準規則第14条</p> <p>名称、用語の変更</p> <p>名称及び役割の変更</p> <p>役割の変更</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 核燃料取扱主務者の代行者を使用施設の構造、核燃料物質の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者のうちから所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>総長</u>があらかじめ命ずる。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主務者は、貯蔵室に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長に対し意見具申等を行うこと。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に指導・助言すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、使用施設等の使用又は管理に従事する者へ指導・助言すること。</p> <p>(4) <u>国の実施する検査に立会うこと。</u></p> <p>(5) 法に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(6) 本規定に係る記録を確認すること。</p> <p>(7) 教育訓練計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(8) 本規定及び各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(9) 本規定に定める計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(10) その他、保安監督に必要な事項に関して指導・助言する。</p> <p>(意見の尊重)</p> <p>第8条 何人も核燃料取扱主務者の意見具申等及び指導・助言を尊重しなければならない。</p> <p>(実験用核燃料部)</p> <p>第9条 貯蔵室における核燃料物質等の安全管理を行わせるため、研究所に実験用核燃料部(以下「核燃料部」という。)を置く。</p> <p>2 核燃料部の職員(以下「核燃料部員」という。)は、核燃料部の業務に関する知識及び技能を有する研究所の職員のうちから、所長が命ずる。</p> <p>3 核燃料部の長は、実験用核燃料部長(以下「核燃料部長」という。)とし、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。</p> <p>4 核燃料部長は、核燃料部員を指揮して核燃料部の業務をつかさどる。</p> <p>5 核燃料部長の職務を補佐させるため、実験用核燃料部副部長を置くことができる。</p> <p>6 副部長は、核燃料部員のうちから、所長が命じる。</p>	<p>2 核燃料取扱主務者の代行者を使用施設の構造、核燃料物質の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者のうちから所長が選任し、所長の申出に基づき、<u>学長</u>があらかじめ命ずる。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主務者は、貯蔵室に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長に対し意見具申等を行うこと。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に指導・助言すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、使用施設等の使用又は管理に従事する者へ指導・助言すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 法に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(5) 本規定に係る記録を確認すること。</p> <p>(6) 教育訓練計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(7) 本規定及び各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(8) 本規定に定める計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(9) その他、保安監督に必要な事項に関して指導・助言する。</p> <p>(意見の尊重)</p> <p>第8条 何人も核燃料取扱主務者の意見具申等及び指導・助言を尊重しなければならない。</p> <p>(実験用核燃料部)</p> <p>第9条 貯蔵室における核燃料物質等の安全管理を行わせるため、研究所に実験用核燃料部(以下「核燃料部」という。)を置く。</p> <p>2 核燃料部の職員(以下「核燃料部員」という。)は、核燃料部の業務に関する知識及び技能を有する研究所の職員のうちから、所長が命ずる。</p> <p>3 核燃料部の長は、実験用核燃料部長(以下「核燃料部長」という。)とし、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。</p> <p>4 核燃料部長は、核燃料部員を指揮して核燃料部の業務をつかさどる。</p> <p>5 核燃料部長の職務を補佐させるため、実験用核燃料部副部長を置くことができる。</p> <p>6 副部長は、核燃料部員のうちから、所長が命じる。</p>	<p>名称変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第3号対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>7 核燃料部に、貯蔵庫ごとの貯蔵庫管理者を置く。</p> <p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第10条 原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定、核燃料物質の使用等、貯蔵室の保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p> <p>(2) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p> <p>(3) その他貯蔵室の保安に係る重要な事項</p> <p>2 安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長の指名した委員をもって構成し、<u>所長が議長となる。</u></p> <p>3 <u>所長は、安全委員会の答申を尊重する。</u></p>	<p>7 核燃料部に、貯蔵庫ごとの貯蔵庫管理者を置く。</p> <p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第10条 原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定、核燃料物質の使用等、貯蔵室の保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p> <p>(2) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p> <p>(3) その他貯蔵室の保安に係る重要な事項</p> <p>2 安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長の指名した委員をもって構成し、<u>炉規定に定める安全管理本部長が議長となる。</u></p> <p>3 <u>安全管理本部長は、審議の結果をまとめ、所長に答申する。</u></p> <p>4 <u>所長は安全委員会の審議結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>5 <u>安全委員会の議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</u></p> <p>(検査小委員会)</p> <p>第10条の2 <u>安全委員会に検査小委員会を置き、検査対象となる施設・設備の保守に関与しない者による独立検査を行う。</u></p> <p>2 <u>検査小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</u></p> <p>3 <u>所長並びに使用施設の保守担当部室及びその上司は、検査小委員会の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>4 <u>独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに研究所の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</u></p> <p>(CAP小委員会)</p> <p>第10条の3 <u>安全委員会にCAP小委員会を置き、使用施設における是正処置プログラム(CAP)を行う。</u></p> <p>2 <u>CAP小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</u></p> <p>(申請業務小委員会)</p> <p>第10条の4 <u>安全委員会に申請業務小委員会を置き、核燃料物質使用変更の承認申請及び核燃料物質使用施設保安規定の変更に係る業務を行う。</u></p> <p>2 <u>申請業務小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定</u></p>	<p></p> <p>原子炉保安規定に合わせた記載内容に変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号(使用施設等の施設管理に関すること)審査基準2への対応</p> <p>原子炉保安規定に合わせた記載内容に変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第3章 保安教育</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第11条 中央管理室長は、貯蔵室に係る業務を行う所員等に対し、別表第1及び別表第2に掲げるところに従い、保安教育及び保安訓練を年度ごとに計画し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、核燃料取扱主務者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 核燃料管理室長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、<u>保安訓練を実施しなければならない。</u></p> <p>(所員等以外の者への教育訓練)</p> <p>第12条 核燃料管理室長は、所員等以外の者であって第18条第1項第1号に掲げる業務を行う者に対し、保安教育を前条に準じて実施する。</p> <p>2 前項の教育訓練は、所員が行わなければならない。</p> <p>第4章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第13条 <u>管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。</u></p> <p>2 核燃料管理室長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第14条 核燃料管理室長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、<u>核燃料物質等の使用等において、一時的に、核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等</u></p>	<p><u>める。</u></p> <p>第3章 保安教育</p> <p>(<u>教育訓練の実施方針</u>)</p> <p>第11条 中央管理室長は、貯蔵室に係る業務を行う所員等に対し、別表第1及び別表第2に掲げるところに従い、<u>前年度の計画を見直したうえで</u>、保安教育及び保安訓練を年度ごとに計画し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、核燃料取扱主務者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 核燃料管理室長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、年度教育訓練実施計画に基づいて、<u>別表第2に定めるところにより、使用施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合(多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合を含む。)の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</u></p> <p>4 <u>年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要がある場合の手続きは、第1項に準じるものとする。</u></p> <p>(所員等以外の者への教育訓練)</p> <p>第12条 核燃料管理室長は、所員等以外の者であって第18条第1項第1号に掲げる業務を行う者に対し、保安教育を前条に準じて実施する。</p> <p>2 前項の教育訓練は、所員が行わなければならない。</p> <p>第4章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第13条 研究所における核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「告示」という。)第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域(<u>別図第2に掲げる区域</u>)を管理区域とする。</p> <p>2 核燃料管理室長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第14条 核燃料管理室長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、<u>前条第1項に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある場合は、放射線取扱</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>使用規則第2条の12第1項第13号(設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置)審査基準1への対応</p> <p>使用規則第2条の12第1項第6号(管理区域及び周辺監視区域の設定等)審査基準1への対応</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、放射線取扱主任者及び放射線管理部長と協議の上、当該区域を一時管理区域に設定し、所長に報告する。</p> <p>2 核燃料管理室長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 核燃料管理室長は、当該区域が第1項に該当しなくなった場合は、所長、放射線取扱主任者及び放射線管理部長の承認を得て、速やかに設定を解除し、その旨を所員等に周知する。</p> <p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第15条 核燃料管理室長は、第13条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかな場合は、所長、放射線取扱主任者及び放射線管理部長の承認を得て、その区域を一時的に解除することができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、管理区域及び一時管理区域(以下「管理区域」という。)のうち、<u>被ばく線量が1週間につき1 mSv を超え又は超えるおそれのある場所について、立入制限区域として設定することができる。</u></p> <p>3 放射線管理部長は、前項に定める立入制限区域について、立入制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>4 立入制限区域に立ち入ろうとする者は、放射線管理部長の承認を得、かつ、放射線管理部長が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項に定める立入制限区域の設定又はその解除を行った場合は、所長に報告するとともに、その旨を所員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第16条 放射線管理部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第17条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>主任者及び放射線管理部長と協議の上、当該区域を一時管理区域に設定し、所長に報告する。</p> <p>2 核燃料管理室長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 核燃料管理室長は、当該区域が第1項に該当しなくなった場合は、所長、放射線取扱主任者及び放射線管理部長の承認を得て、速やかに設定を解除し、その旨を所員等に周知する。</p> <p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第15条 核燃料管理室長は、第13条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかな場合は、所長、放射線取扱主任者及び放射線管理部長の承認を得て、その区域を一時的に解除することができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、管理区域及び一時管理区域(以下「管理区域」という。)のうち、<u>次の各号に定める限度を超え、又は超えるおそれのある場所について、立入制限区域として設定することができる。</u></p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 μ Sv/h</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度 告示第6条に定める空気中濃度限度</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度 告示第4条に定める表面密度限度</p> <p>3 放射線管理部長は、前項に定める立入制限区域について、立入制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>4 立入制限区域に立ち入ろうとする者は、放射線管理部長の承認を得、かつ、放射線管理部長が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項に定める立入制限区域の設定又はその解除を行った場合は、所長に報告するとともに、その旨を所員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第16条 放射線管理部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第17条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第6号(管理区域及び周辺監視区域の設定等)審査基準3への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(管理上の人の区分)</p> <p>第18条 核燃料管理室長は、以下の各号の一に該当する者の他は、管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質等の使用等又はこれに付随する業務に従事する者であつて、核燃料管理室長により放射線業務従事者の認定を受けた者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者であつて、核燃料管理室長が立ち入りを許可した者</p> <p>2 核燃料管理室長は、所員等以外の者を放射線業務従事者として認定する場合、当該者が法又は<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。)</u>による放射線業務に従事する者として登録されていることを確認しなければならない。</p> <p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第19条 放射線管理部長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、放射線業務従事者の一人に立ち会わせなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 必要な保護具を着用すること。</p> <p>(4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第20条 表面密度が<u>炉規則第7条第1号二</u>に定める限度を超える物品を管理区域から持ち出してはならない。</p> <p>2 核燃料物質等の使用等の業務に使用した物品(核燃料物質を除く。)を管理区域から持ち出そうとする者は、放射線管理部長に申し出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を与えるに当たっては、その物品の放射性物質の表面密度の測定を行い、第1項の基準以下であることを確認するとともに、放射線障害の防止上支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p>	<p>(管理上の人の区分)</p> <p>第18条 核燃料管理室長は、以下の各号の一に該当する者の他は、管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質等の使用等又はこれに付随する業務に従事する者であつて、核燃料管理室長により放射線業務従事者の認定を受けた者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者であつて、核燃料管理室長が立ち入りを許可した者</p> <p>2 核燃料管理室長は、所員等以外の者を放射線業務従事者として認定する場合、当該者が法又は<u>放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)</u>による放射線業務に従事する者として登録されていることを確認しなければならない。</p> <p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第19条 放射線管理部長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、放射線業務従事者の一人に立ち会わせなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、<u>ALARAの精神に則り、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするように努め、</u>次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 必要な保護具を着用すること。</p> <p>(4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、<u>使用規則第2条の11の4第1号二に定める限度を超える汚染が検出されたときは除去のための措置をとること。</u></p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第20条 表面密度が<u>使用規則第2条の11の4第1号二</u>に定める限度を超える物品を管理区域から持ち出してはならない。</p> <p>2 核燃料物質等の使用等の業務に使用した物品(核燃料物質を除く。)を管理区域から持ち出そうとする者は、放射線管理部長に申し出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を与えるに当たっては、その物品の放射性物質の表面密度の測定を行い、第1項の基準以下であることを確認するとともに、放射線障害の防止上支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>使用規則第2条の12第1項第7号</p> <p>使用規則第2条の12第1項第6号(管理区域及び周辺監視区域の設定等)審査基準5への対応</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>第21条 核燃料部長は、管理区域内で一週間につき1 mSv を超えるおそれのある作業又は汚染を伴う作業を行う場合、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法を記載した放射線作業計画を作成し、放射線管理部長の承認を得なければならない。また、その実施に当たっては、放射線作業計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、放射線作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第22条 所長は、貯蔵室において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急作業を必要とする場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を総長に書面で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 前項の緊急作業を必要とする場合、核燃料部長は、核燃料取扱主務者との協議の上、緊急作業計画を作成し、所長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 核燃料部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主務者並びに放射線取扱主任者に速やかに報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、告示第7条に定める緊急作業にかかる線量限度を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について第11条の規定による教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を総長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業について第11条の規定による訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 告示第7条第3項に定める場合にあっては、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>第21条 核燃料部長は、管理区域内で一週間につき1 mSv を超えるおそれのある作業又は汚染を伴う作業を行う場合、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法を記載した放射線作業計画を作成し、放射線管理部長の承認を得なければならない。また、その実施に当たっては、放射線作業計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、放射線作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第22条 所長は、貯蔵室において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急作業を必要とする場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 前項の緊急作業を必要とする場合、核燃料部長は、核燃料取扱主務者との協議の上、緊急作業計画を作成し、所長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 核燃料部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主務者並びに放射線取扱主任者に速やかに報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、告示第7条に定める緊急作業にかかる線量限度を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について第11条の規定による教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を学長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業について第11条の規定による訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 告示第7条第4項に定める場合にあっては、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p></p> <p>名称変更</p> <p></p> <p>名称変更</p> <p>告示改正への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(請負会社等の放射線防護)</p> <p>第23条 放射線管理部長は、管理区域内の作業を請負会社等に行わせる場合は、請負会社等に対し、第13条から前条までに準じた放射線防護上の必要事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>第5章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p>第24条 放射線管理部長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第3に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理部長は、別表第4に従って周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 放射線管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに中央管理室長及び放射線取扱主任者に報告し、その指示を受ける。</p> <p>4 中央管理室長は前項の報告を受けたときは、異常の原因調査及び処置を行うとともに、所長及び放射線取扱主任者に報告する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第25条 核燃料部長は、告示第4条に定める値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、中央管理室長及び放射線管理部長に連絡する。</p> <p>2 中央管理室長は、放射線管理部長に汚染状況の確認を行わせるとともに、除染が必要となった場合は、核燃料部長に、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 核燃料部長及び放射線管理部長は、前項の措置結果について、中央管理室長に報告する。</p> <p>4 中央管理室長は、前2項の報告について、所長、核燃料管理室長及び核燃料取扱主務者並びに放射線取扱主任者に報告する。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第26条 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者に係る線量について、別表第5に定める項目、頻度に従って測定し、放射線取扱主任者に報告しなければならない。また、測定結果を当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>2 放射線取扱主任者は、前項の測定結果について、告示第5条に定める線量限度を超</p>	<p>(請負会社等の放射線防護)</p> <p>第23条 放射線管理部長は、管理区域内の作業を請負会社等に行わせる場合は、請負会社等に対し、第13条から前条までに準じた放射線防護上の必要事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>第5章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p>第24条 放射線管理部長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第3に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理部長は、別表第4に従って周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 放射線管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに中央管理室長及び放射線取扱主任者に報告し、その指示を受ける。</p> <p>4 中央管理室長は前項の報告を受けたときは、異常の原因調査及び処置を行うとともに、所長及び放射線取扱主任者に報告する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第25条 核燃料部長は、告示第4条に定める値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、中央管理室長及び放射線管理部長に連絡する。</p> <p>2 中央管理室長は、放射線管理部長に汚染状況の確認を行わせるとともに、除染が必要となった場合は、核燃料部長に、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 核燃料部長及び放射線管理部長は、前項の措置結果について、中央管理室長に報告する。</p> <p>4 中央管理室長は、前2項の報告について、所長、核燃料管理室長及び核燃料取扱主務者並びに放射線取扱主任者に報告する。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第26条 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者に係る線量について、別表第5に定める項目、頻度に従って測定し、放射線取扱主任者に報告しなければならない。また、測定結果を当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>2 放射線取扱主任者は、前項の測定結果について、告示第5条に定める線量限度を超</p>	

変更前	変更後	備考
<p>えていないことを確認しなければならない。</p> <p>3 放射線取扱主任者は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第27条 放射線管理部長は、別表第6第1欄に掲げる放射線測定器について、常にその機能を正常に維持しなければならない。</p> <p>第6章 保守管理</p> <p>(施設の巡視及び点検)</p> <p>第28条 核燃料部長は、別表第7に定める巡視及び点検を行うとともに、その巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名を記録しなければならない。</p> <p>2 核燃料部長は、前項の巡視及び点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 核燃料部長は、前項の措置について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長並びに中央管理室長に報告する。</p> <p>(異常時の処置)</p> <p>第29条 貯蔵室に関し異常を発見した者は、直ちに核燃料部長に通報する。</p> <p>2 核燃料部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、中央管理室長に報告する。</p> <p>3 中央管理室長は、核燃料部長等を指揮して、異常の原因を調査し、貯蔵室の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。ただし、報告については、貯蔵室の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>(定期的な自主検査)</p> <p>第30条 核燃料部長は、別表第8に定める保安上特に管理を必要とする設備について、年1回の定期的な自主検査を行い、その結果について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、別表第6に定める放射線測定器について、年1回の定期的な校正を行い、その結果について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。</p> <p>3 核燃料部長及び放射線管理部長は、前2項の結果異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充等の措置を講じ、その結果について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理</p>	<p>えていないことを確認しなければならない。</p> <p>3 放射線取扱主任者は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第27条 放射線管理部長は、別表第6第1欄に掲げる放射線測定器について、常にその機能を正常に維持しなければならない。</p> <p>第6章 保守管理</p> <p>(施設の巡視及び点検)</p> <p>第28条 核燃料部長は、別表第7に定める巡視及び点検を行うとともに、その巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名を記録しなければならない。</p> <p>2 核燃料部長は、前項の巡視及び点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 核燃料部長は、前項の措置について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長並びに中央管理室長に報告する。</p> <p>(異常時の処置)</p> <p>第29条 貯蔵室に関し異常を発見した者は、直ちに核燃料部長に通報する。</p> <p>2 核燃料部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、中央管理室長に報告する。</p> <p>3 中央管理室長は、核燃料部長等を指揮して、異常の原因を調査し、貯蔵室の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。ただし、報告については、貯蔵室の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>(定期的な自主検査)</p> <p>第30条 核燃料部長は、別表第8に定める保安上特に管理を必要とする設備について、年1回の定期的な自主検査を行い、その結果について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、別表第6に定める放射線測定器について、年1回の定期的な校正を行い、その結果について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。</p> <p>3 核燃料部長及び放射線管理部長は、前2項の結果異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充等の措置を講じ、その結果について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理</p>	

変更前	変更後	備考
<p>室長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第31条 核燃料部長は、貯蔵室に係る建家、設備又は機器の修理を行おうとする場合に、その修理が貯蔵室の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長の同意を得る。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に係る建家、設備又は機器の改造を行おうとする場合に、その改造が貯蔵室の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ所長及び核燃料取扱主務者並びに核燃料管理室長の同意を得る。</p> <p>3 核燃料部長は、前2項の修理又は改造を行おうとする場合は、あらかじめ承認申請手続き等の必要性を確認する。</p> <p>4 核燃料部長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。</p> <p>第7章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第32条 核燃料部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、質量管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第9のとおりとする。</p> <p>3 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質を受け入れる場合は、受入れ後の在庫量が別表第9に掲げる取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第33条 核燃料部長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 核燃料部長は、前項の受渡しを行う場合は、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 核燃料部長は、第1項の受渡しが終了した場合は、核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第34条 核燃料部長は、貯蔵室において別表第10に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要</p>	<p>室長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第31条 核燃料部長は、貯蔵室に係る建家、設備又は機器の修理を行おうとする場合に、その修理が貯蔵室の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長の同意を得る。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に係る建家、設備又は機器の改造を行おうとする場合に、その改造が貯蔵室の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ所長及び核燃料取扱主務者並びに核燃料管理室長の同意を得る。</p> <p>3 核燃料部長は、前2項の修理又は改造を行おうとする場合は、あらかじめ承認申請手続き等の必要性を確認する。</p> <p>4 核燃料部長は、第1項の修理又は第2項の改造を終えたときは、その状況について、核燃料取扱主務者及び核燃料管理室長に報告する。</p> <p>第7章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第32条 核燃料部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、質量管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第9のとおりとする。</p> <p>3 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質を受け入れる場合は、受入れ後の在庫量が別表第9に掲げる取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第33条 核燃料部長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 核燃料部長は、前項の受渡しを行う場合は、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 核燃料部長は、第1項の受渡しが終了した場合は、核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第34条 核燃料部長は、貯蔵室において別表第10に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 核燃料部長は、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>な事項を掲示する。</p> <p>3 核燃料部長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵室には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第35条 核燃料部長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等、法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第36条 核燃料部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等、法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。</p> <p>第8章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(廃棄の原則)</p> <p>第37条 貯蔵室において、固体及び液体の放射性廃棄物の廃棄を行ってはならない。</p> <p>第9章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織)</p> <p>第38条 所長は、研究所の通常組織では対応できない非常時(設計基準事故を超える事故を含む。)に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための<u>非常時対応組織をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第39条 中央管理室長は、<u>前条に定める非常時対応組織の要員をあらかじめ確保しておく。</u></p> <p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第40条 所長は、<u>非常時対応組織が活動するに当たって放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</u></p> <p>(通報系統)</p> <p>第41条 所長は、非常事態が生じたときの見学者を含む研究所内の全員及び外部関係</p>	<p>な事項を掲示する。</p> <p>3 核燃料部長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵室には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第35条 核燃料部長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等、法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第36条 核燃料部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等、法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。</p> <p>第8章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(廃棄の原則)</p> <p>第37条 貯蔵室において、固体及び液体の放射性廃棄物の廃棄を行ってはならない。</p> <p>第9章 非常時の措置</p> <p>(非常時に備えた計画)</p> <p>第38条 所長は、研究所の通常組織では対応できない非常時(設計基準事故を超える事故を含む。)(以下「非常時」という。)に備え、災害の発生又は拡大の防止を図るための<u>原子力事業者防災業務計画を定める。</u></p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第39条 中央管理室長は、<u>非常時に備えて非常時対応の要員をあらかじめ確保しておく。</u></p> <p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第40条 所長は、<u>非常時対応の活動を行うに当たって放射線防護用機器、通信連絡機器等を原子力事業者防災業務計画に従いあらかじめ準備しておく。</u></p> <p>(通報系統)</p> <p>第41条 所長は、非常事態が生じたときの見学者を含む研究所内の全員への指示系統</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>機関への連絡通報システムをあらかじめ定めておく。</p> <p>(通報)</p> <p>第42条 <u>貯蔵室に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した者は、直ちに中央管理室長に通報する。</u></p> <p>2 中央管理室長は、前項の<u>通報</u>を受けた場合、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長及び核燃料部長、核燃料管理室長、核燃料取扱主務者に通報しなければならない。</p> <p>(緊急事態の発令)</p> <p>第43条 所長は、前条第2項に定める通報を受け緊急事態に該当すると判断した場合は、直ちに緊急事態を宣言し、<u>緊急対策本部を設置する。</u></p> <p>2 前項の場合において、所長は、緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 緊急対策本部及び緊急作業団に関する事項は、炉規定に定める。</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第44条 緊急時における業務は、研究所の他のすべての業務に優先して行わなければならない。</p> <p>(緊急事態の解除)</p> <p>第45条 所長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、緊急対策本部及び緊急作業団を招集した場合にあってはそれを解散し、緊急事態を解除する。</p> <p>(火災の場合の措置)</p> <p>第46条 中央管理室長は、使用施設内に火災が発生したとき、又は使用施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p>	<p>及び外部関係機関への連絡通報システムをあらかじめ定めておく。</p> <p>(通報)</p> <p>第42条 <u>使用施設の異常や事故を引き起こした者又は発見した者は、直ちに中央管理室長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。ここで事故とは使用規則第6条の10第1号から第12号までに定める事象やそれに準ずる事象を含む。</u></p> <p>2 中央管理室長は、前項の<u>報告</u>を受けた場合、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長及び核燃料部長、核燃料管理室長、核燃料取扱主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 前項の通報を受けた所長は、直ちに所定の機関に通報するとともに、学長に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、<u>事故が使用規則第6の10第1号から第12号までに定める事象である場合は、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</u></p> <p>(緊急事態の発令)</p> <p>第43条 所長は、前条第2項に定める通報を受け緊急事態に該当すると判断した場合は、直ちに緊急事態を宣言し、緊急対策本部を設置し、<u>その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、所長は、緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 緊急対策本部及び緊急作業団に関する事項は、炉規定に定める。</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第44条 緊急時における業務は、研究所の他のすべての業務に優先して行わなければならない。</p> <p>(緊急事態の解除)</p> <p>第45条 所長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、緊急対策本部及び緊急作業団を招集した場合にあってはそれを解散し、緊急事態を解除する。</p> <p>(火災の場合の措置)</p> <p>第46条 中央管理室長は、使用施設内に火災が発生したとき、又は使用施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第14(使用施設等に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること)審査基準3~5への対応</p> <p>使用規則第2条の12第1項第12号(非常の場合に講ずるべき処置に関すること)への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>3 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染の拡大等二次災害を防止する観点からの確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、放射線管理部長、核燃料部長(以下「各部長」という。)、核燃料管理室長又は核燃料取扱主務者も、この指示をすることができる</p> <p>4 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行う。</p> <p>(天災地変等の場合の措置)</p> <p>第47条 中央管理室長は、地震、風(台風)、竜巻、積雪、落雷、降下火砕物その他の天災地変等によって、使用施設に重大な損傷を受けるおそれがあると認めるときは、使用施設の保全のために必要な指示をしなければならない。</p> <p>2 前項の指示を行った中央管理室長は、所長にこれを報告するとともに、各部長、核燃料管理室長及び核燃料取扱主務者に連絡しなければならない。</p> <p>3 中央管理室長、核燃料管理室長及び各部長は、必要に応じ、使用施設に対する影響を低減させる措置を講じなければならない。</p> <p>4 各部長は、使用施設の状況を点検し、その結果を中央管理室を経て、所長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた所長は、必要に応じ、その結果を所定の機関に通報しなければならない。</p>	<p>3 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染の拡大等二次災害を防止する観点からの確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、放射線管理部長、核燃料部長(以下「各部長」という。)、核燃料管理室長又は核燃料取扱主務者も、この指示をすることができる。</p> <p>4 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行う。</p> <p>5 中央管理室長は、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>(天災地変等の場合の措置)</p> <p>第47条 中央管理室長は、地震、風(台風)、竜巻、積雪、落雷、降下火砕物その他の天災地変等によって、使用施設に重大な損傷を受けるおそれがあると認めるときは、使用施設の保全のために必要な指示をしなければならない。</p> <p>2 前項の指示を行った中央管理室長は、所長にこれを報告するとともに、各部長、核燃料管理室長及び核燃料取扱主務者に連絡しなければならない。</p> <p>3 中央管理室長、核燃料管理室長及び各部長は、必要に応じ、使用施設に対する影響を低減させる措置を講じなければならない。</p> <p>4 各部長は、使用施設の状況を点検し、その結果を中央管理室を経て、所長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた所長は、必要に応じ、その結果を所定の機関に通報しなければならない。</p> <p><u>第10章 施設管理</u></p> <p>(施設管理方針の策定)</p> <p>第48条 所長は、使用施設の施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第48条の2 核燃料部長は、使用施設について、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 各部長は、それぞれの所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第48条の3 各部長は、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p>	<p>原子炉保安規定に合わせた記載内容に変更</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号(使用施設等の施設管理に関すること)への対応</p>

変更前	変更後	備考
	<p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>使用施設の巡視(使用施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>(4) <u>使用施設の点検等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>使用施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>使用施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>(8) <u>施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u> 第48条の4 各部長は、使用施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u> 第48条の5 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画は次の期間ごとに評価し、改善しなければならない。</p> <p>(1) <u>施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間</u></p> <p>(2) <u>施設管理実施計画にあつては、第48条の3第1号に規定する期間</u></p> <p><u>(使用前検査)</u> 第48条の6 使用施設の設置又は変更の工事を行ったときは、当該施設に対して、使用前検査を行わなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査は、第10条の2に規定する検査小委員会が行う。</u></p> <p>3 <u>検査小委員会は、使用前検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、核燃料取扱主務者の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の設置又は工事を行った部長は、使用規則第2条の6に定めた使用前確認を要しない場合を除き、使用前確認を受けなければ当該施設を使用してはならない。ただし、使用施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事として設置又は工事をするときは、この限りでない。</u></p>	

変更前	変更後	備考
<p>第10章 品質保証</p> <p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第48条 所長は、使用施設に関する保安活動を適切かつ体系的に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画に関する事項</p> <p>(3) 保安活動の実施に関する事項</p> <p>(4) 保安活動の評価に関する事項</p> <p>(5) 保安活動の改善に関する事項</p> <p>(6) 品質マネジメントシステムの範囲</p> <p>(7) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報</p> <p>(8) 各プロセスの相互の関係</p>	<p>(技術情報の共有)</p> <p>第48条の7 保守点検を実施した部長は、保守点検を委託したメーカーなどから保安に関する技術情報を得た場合、品質管理室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた品質管理室長は、使用施設の保安を向上させるために、各管理部室及び他の核燃料物質使用者に情報を共有しなければならない。</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第49条 研究所における品質マネジメントシステムに係る要求事項は、品質管理基準規則第4条に従う。</p> <p>(原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第49条の2 学長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなければならない。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>(4) 第49条の6に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源を利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第49条の3 学長は、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織(以下この章において「組織」という。)の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p> <p>(品質方針)</p>	<p>使用規則第2条の12第1項第16号(技術情報の共有)への対応</p> <p>品質管理基準規則第4条</p> <p>品質管理基準規則第9条対応(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>品質管理基準規則第10条</p> <p>品質管理基準規則第11条</p>

変更前	変更後	備考
	<p>第49条の4 学長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に学長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に学長が責任を持って関与すること。</p> <p>(品質目標)</p> <p>第49条の5 学長は、部室において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにし、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。</p> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第49条の6 学長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、所長にマネジメントレビューの実務を実施させるとともに、その結果を報告させなければならない。</p> <p>2 前項のマネジメントレビューにおいてレビューする情報には、少なくとも品質管理基準規則第19条各号に掲げる情報を含めなければならない。</p> <p>3 第1項のマネジメントレビューにおいて、次に掲げる事項について検討しなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(5) 関係法令の順守に関する改善</p> <p>4 所長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 学長は、第3項各号について決定するとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第49条の7 所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する品質マネジメント計画書</p>	<p>条対応(品質方針)</p> <p>品質管理基準規則第 12 条対応(品質目標)</p> <p>品質管理基準規則第 20 条対応(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>品質管理基準規則第 20 条第 2 項</p> <p>品質管理基準規則第 5 条対応(品質マネジメントシステムの文書化)</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 所長は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質保証計画の管理を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長、品質管理室長（以下「各部室長等」という。）及び事務管理部長に対し、品質保証計画に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</p> <p>4 品質保証責任者は、次に各号に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 品質保証に必要なプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの実施状況及びその改善の必要性について所長に報告すること。</p> <p>(3) 各部室において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することに</p>	<p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>(4) 品質マネジメント計画書に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>（品質マネジメント計画書）</p> <p>第49条の8 所長は、品質マネジメントシステムが第49条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を品質マネジメント計画書として策定しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互関係</p> <p>3 所長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮するものとする。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>4 所長は、品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質マネジメント文書の管理を行わなければならない。</p> <p>5 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長、品質管理室長（以下「各部室長等」という。）及び事務管理部長に対し、品質マネジメント計画書に基づき、それぞれの役割に応じて責任と権限を与え、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質マネジメントシステムを実施させる。</p> <p>(削除)</p>	<p>品質基準規則第 6 条対応（品質マニュアル）</p> <p>品質管理基準規則第 13 条</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>ついで</u>の認識が向上するようにすること。</p> <p>5 品質保証責任者は、品質保証に関する業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>6 各部室長等及び事務管理部長は、第2項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p> <p>(品質保証に係る教育)</p> <p>第49条 所長は、品質保証活動を実施するに当たって、第4条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、品質保証活動に係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて別表11のとおり実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質保証活動に係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第50条 各部室長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長及び品質管理室長(以下「各部室長」という。)は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質保証計画に</p>	<p>6 品質保証責任者は、品質マネジメントシステムに関する管理業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>7 所長は、品質管理基準規則のうちこの規定に定めがない次の各号について、品質マネジメント計画書に定めなければならない。</p> <p>(1) 組織の内部の情報の伝達に関すること。</p> <p>(2) 資源の確保に関すること。</p> <p>(3) 要員の力量の確保及び教育訓練に関すること。</p> <p>(4) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に関すること。</p> <p>(5) 監視測定、分析、評価及び改善に関すること。</p> <p>(6) 組織の外部の者の意見に関すること。</p> <p>(7) プロセスの監視測定に関すること。</p> <p>(8) データの分析及び評価に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る教育)</p> <p>第49条の9 所長は、品質マネジメントシステムを実施するに当たって、第4条に定める品質マネジメントシステムに係る組織に属する者に対し、品質マネジメントシステムに係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて別表11のとおり実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質マネジメントシステムに係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(教育訓練の実施記録)</p> <p>第49条の10 教育訓練を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び教育訓練を受けた者の氏名を記した教育訓練実施報告書を中央管理室長に提出しなければならない。</p> <p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第50条 各部室長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長及び品質管理室長(以下「各部室長」という。)は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質マネジメント</p>	<p>品質管理基準規則による変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第51条 所長は、<u>第48条第3項</u>における品質保証活動の実施に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部室長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部室長は、前項の方法に基づき、<u>品質保証活動</u>を実施しなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第52条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、年1回以上、品質マネジメントシステムに関する内部監査を実施しなければならない。</p> <p><u>2</u> 内部監査責任者は、<u>前項</u>の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p><u>3</u> 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p><u>4</u> 所長は、内部監査の結果、明らかになった事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第53条の2に規定する是正処置並びに第54条に規定する<u>予防処置</u>に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第53条 各部室長は、以下の各号に掲げる不適合事象について<u>第2項</u>及び<u>第3項</u>に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「規則」という。)</u>第6条の10第1項に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項をみたしていないと各部室長が判断した場合</p>	<p><u>システム</u>に則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第51条 所長は、<u>第49条の8第5項</u>における品質マネジメントシステムの実施に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部室長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部室長は、前項の方法に基づき、<u>検査及び試験に係る品質マネジメントシステム</u>を実施しなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第52条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、<u>保安活動の重要度に応じて年1回以上</u>、品質マネジメントシステムに関する内部監査を実施しなければならない。</p> <p><u>2</u> 内部監査に係る要求事項は、品質管理基準規則第46条を踏まえて品質マネジメント計画書に定める。</p> <p><u>3</u> 内部監査責任者は、<u>第1項</u>の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p><u>4</u> 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p><u>5</u> 所長は、内部監査の結果、明らかになった事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第53条の2に規定する是正処置並びに第54条に規定する<u>未然防止処置</u>に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第53条 所長は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 所長は、<u>不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 各部室長は、以下の各号に掲げる不適合事象について<u>次項</u>及び<u>第5項</u>に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>使用規則</u>第6条の10第1項に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項をみたしていないと各部室長が判断した場合</p>	<p>備考</p> <p>条番号変更、名称変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質管理規則第 46 条対応 (内部監査)</p> <p>名称変更</p> <p>品質基準規則第 49 条対応 (不適合の管理)</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の<u>性質</u>の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の維持</p> <p>(3) 不適合の<u>修正</u>を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>4 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部室以外の部室長等に対して周知をしなければならない。</p> <p>(是正処置)</p> <p>第53条の2 各部室長は、発見された不適合の再発防止のため、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合の内容確認</p> <p>(2) 不適合の原因特定</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための是正処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な是正処置の決定及び実施</p> <p>(5) 採った是正処置の結果の記録</p>	<p>4 部室長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>(1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>(3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>5 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の<u>内容</u>の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の管理</p> <p>(3) 不適合を除去するための措置を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>(4) 第3項第1号の不適合事象に関する情報のホームページへの公開</p> <p>7 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部室以外の部室長等に対して周知をしなければならない。</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第53条の2 各部室長は、発見された不適合<u>その他の事象</u>が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性の評価</p> <p>(2) 必要な是正処置の決定及び実施</p> <p>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価</p> <p>(4) 必要に応じて、保安活動の改善のために講じた措置の変更</p> <p>(5) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析手順の確立及び実施</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置並びにその結果の記録作成及び管理</p> <p>2 所長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>使用規則第2条の12第1項第17号(不適合発生時の情報公開)への対応</p> <p>品質基準規則第52条対応(是正処置等)</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 各部室長は、前項の手続きに従って是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(予防処置)</p> <p>第54条 各部室長は、品質保証責任者に対して第53条第2項の報告があった場合、または各部室長が必要を認めた場合、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>(2) 不適合の発生を未然に防止するための予防処置の必要性の評価</p> <p>(3) 必要な予防処置の決定及び実施</p> <p>(4) 採った予防処置の結果の記録</p> <p>(5) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置</p>	<p>3 各部室長は、第1項の手続きに従って是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(未然防止処置)</p> <p>第54条 各部室長は、第53条第5項の不適合事象の報告があった場合、使用施設その他の施設の使用経験等の知見により、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>(2) 未然防止処置を講ずる必要性についての評価</p> <p>(3) 必要な未然防止処置の決定及び実施</p> <p>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価</p> <p>(5) 講じた全ての未然防止処置並びにその結果の記録作成及び管理</p>	<p>品質基準規則第 53 条 (未然防止処置)</p>
<p>2 各部室長は、前項の手続きに従って予防処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(品質保証計画の継続的改善)</p> <p>第55条 所長は、品質保証計画が適切に実施されたことを評価するため、年 1 回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項のマネジメントレビューの結果に基づき、品質保証計画を必要に応じて改善しなければならない。</p> <p>3 所長は、マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開しなければならない。</p>	<p>2 所長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 各部室長は、第1項の手続きに従って未然防止処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的改善)</p> <p>第55条 学長は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>品質基準規則第 51 条対応 (継続的な改善)</p>
<p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第56条 所長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質保証活動に必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理</p> <p>(2) 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化</p>	<p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第56条 所長は、品質マネジメント計画書に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメント文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の明確化</p>	<p>品質基準規則第 7 条、第 8 条(文書の管理、記録の管理)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) 品質保証活動に必要な記録の識別、<u>保管、保護、検索、保管期間及び廃棄</u>に関して必要な書類</p> <p>(4) 品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第57条 所長は、別表第12第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報告)</p> <p>第58条 所長は、規則第6条の10第1項各号の一に該当する場合は、直ちに総長に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し総長に報告する。</p> <p>(1) <u>事故の発生日時、場所</u></p> <p>(2) <u>状況及び発生に際してとった処置</u></p> <p>(3) <u>原因</u></p> <p>(4) <u>その後の対策及び処置</u></p> <p>(5) <u>その他、必要な事項</u></p> <p>3 第1項の報告を受けた総長は、その旨を直ちに、前項の報告書を10日以内に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p> <p>附 則 この規定は、平成12年9月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成16年4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成21年6月15日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>(3) 品質マネジメントシステムに必要な記録の識別、<u>保存、保護、検索及び廃棄</u>に関して必要な<u>管理</u></p> <p>(4) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>第12章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第57条 所長は、別表第12第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(削除)</p> <p>附 則 この規定は、平成12年9月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成16年4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成21年6月15日から施行する。</p> <p>附 則</p>	

別添

変更前	変更後	備考										
<p>この規定は、平成26年4月28日から施行する。 附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規定は、平成29年1月16日から施行する。 附 則 この規定は、平成30年6月15日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">別表第2 保 安 訓 練</p> <table border="1" data-bbox="188 903 974 1110"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>実 施 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>非常時の措置についての総合的な訓練</u></td> <td>年 1 回</td> </tr> <tr> <td><u>緊急作業団訓練</u></td> <td><u>年 1 回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項 目	実 施 頻 度	<u>非常時の措置についての総合的な訓練</u>	年 1 回	<u>緊急作業団訓練</u>	<u>年 1 回</u>	<p>この規定は、平成26年4月28日から施行する。 附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規定は、平成29年1月16日から施行する。 附 則 この規定は、平成30年6月15日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規定は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">別表第2 保 安 訓 練</p> <table border="1" data-bbox="1003 903 1792 1042"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>実 施 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>緊急時訓練</u></td> <td>年 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項 目	実 施 頻 度	<u>緊急時訓練</u>	年 1 回	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
項 目	実 施 頻 度											
<u>非常時の措置についての総合的な訓練</u>	年 1 回											
<u>緊急作業団訓練</u>	<u>年 1 回</u>											
項 目	実 施 頻 度											
<u>緊急時訓練</u>	年 1 回											

変更前					変更後					備考
別表 1 1 品質保証活動に係る教育					別表 1 1 品質マネジメントシステムに係る教育					記載の適正化
教育訓練項目	所長及び 部室員	品質保証 責任者	内部監査責任者 及び 内部監査委員	頻度	対象者 項目	所長及び 部室員	品質保証 責任者	内部監査責任 者及び 内部監査委員	頻度	
品質保証計画書	0.5時間			策定及び改訂の都度*2	品質マネジメント計画書	30分以上			当初1回並びに改定の都度*2	
品質保証活動に必要な文書及び記録*1	0.5時間			策定及び改訂の都度*2	品質マネジメント文書及び記録*1	30分以上			当初1回並びに改定の都度*2	
品質保証に関する知識		7時間		選任時	上欄の2項目に対する再教育	15分以上			毎年度	
内部監査の実施方法		7時間*3	7時間	選任時	品質マネジメントシステムに関する知識		7時間以上		選任時	
					内部監査の実施方法		7時間以上*3	7時間以上	選任時	
*1 対象の文書及び記録（書式）は品質保証計画書に則る。 *2 部分改訂の場合は、回覧にて周知徹底を図る。 *3 内部監査責任者または内部監査委員として教育を受けた場合は、除外する。					*1 対象の文書及び記録（書式）は品質マネジメント計画書に則る。 *2 部分改訂の場合は、回覧にて周知徹底を図る。 *3 内部監査責任者または内部監査委員として教育を受けた場合は、除外する。					

変更前					変更後					備考
別表第12 核燃料物質の使用等に関する記録					別表第12 核燃料物質の使用等に関する記録					使用規則第2条の12第1項第14号(記録及び報告)への対応
(1) 規則第2条の11に定める記録					(1) 規則第2条の11に定める記録					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 施設管理の記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
					(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	
					(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果並びにその評価の担当者の氏名	評価の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録 (イ) 貯蔵室の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	作業中毎日1回	放射線管理部長	放射線管理部長	5年間	2. 放射線管理記録 (イ) 貯蔵室の放射線遮蔽物の側壁における線量当	作業中毎日1回	放射線管理	放射線管理	5年間	

変更前					変更後					備考
(ロ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	同上	同上	5年間	量率		部長	部長		
(ハ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を総長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く。以下同じ。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により総長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	同上	同上	規則第2条の11第5項に定める期間	(ロ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	同上	同上	5年間	
(二) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	同上	同上	(ハ)に同じ	(ハ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く。以下同じ。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	同上	同上	規則第2条の11第5項に定める期間	名称変更
					(二) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	同上	同上	(ハ)に同じ	名称変更

別添

変更前					変更後					備考
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回((ハ)欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	同上	同上	(ハ)に同じ	(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回((ハ)欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	同上	同上	(ハ)に同じ	
(ヘ) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務につく時	同上	中央管理室長	(ハ)に同じ	(ヘ) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務につく時	同上	中央管理室長	(ハ)に同じ	
別表第12 (つづき)					別表第12 (つづき)					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
(ト) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	(ト) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	
3. 保守記録					3. 保守記録					
(イ) 貯蔵室の巡視及び点検の状況並びにその実施者の氏名	毎月1回	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	(イ) 貯蔵室の巡視及び点検の状況並びにその実施者の氏名	毎月1回	核燃料部長	核燃料管理室長	1年間	

変更前					変更後					備考
(ロ) 貯蔵室の修理の状況及びその実施者の氏名	修理の都度	同上	同上	1年間	(ロ) 貯蔵室の修理の状況及びその実施者の氏名	修理の都度	同上	同上	1年間	
(ハ) 貯蔵室の定期的な自主検査の結果	検査の都度	核燃料部長及び放射線管理部長	同上	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(ハ) 貯蔵室の定期的な自主検査の結果	検査の都度	核燃料部長及び放射線管理部長	同上	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
4. 貯蔵室の事故記録					4. 貯蔵室の事故記録					
(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	核燃料部長	中央管理室長	使用の廃止までの期間	(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	核燃料部長	中央管理室長	使用の廃止までの期間	
(ロ) 事故の状況及び事故に際してとった処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際してとった処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	
(ハ) 事故の原因	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	
(ニ) 事故後の処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	同上	同上	使用の廃止までの期間	
5. 保安教育・保安訓練の記録					5. 保安教育・保安訓練の記録					
(イ) 保安教育及び保安訓練の実施計画	策定の都度	中央管理室長	中央管理室長	3年間	(イ) 保安教育及び保安訓練の実施計画	策定の都度	中央管理室長	中央管理室長	3年間	
(ロ) 保安教育及び保安訓練の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	核燃料管理室長	同上	3年間	(ロ) 保安教育及び保安訓練の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	核燃料管理室長	同上	3年間	
6. 品質保証計画	策定及び改訂の都度	品質保証責任者	品質管理室長	次の改定の後3年間	6. 品質マネジメント計画書	策定及び改訂の都度	品質保証責任者	品質管理室長	次の改定の後3年間	記載の適正化

別添

変更前					変更後					備考
別表第12 (つづき)					別表第12 (つづき)					
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
7. 警報の記録*1、2	その都度	核燃料部長	中央管理室長	1年間	7. 警報の記録*1、2	その都度	核燃料部長	中央管理室長	1年間	
*1 核燃料物質使用承認申請書に記載する警報についても記録を行う。					*1 核燃料物質使用承認申請書に記載する警報についても記録を行う。					
*2 検査、点検、保守、工事、訓練、及び設備の起動停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。					*2 検査、点検、保守、工事、訓練、及び設備の起動停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。					

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 貯蔵室に係る保安管理及び品質<u>保証</u>に係る組織</p> <p>(後略)</p>	<p>別図第1 貯蔵室に係る保安管理及び品質<u>マネジメントシステム</u>に係る組織</p> <p>(後略)</p>	<p>記載の適正化</p>